

グローバル PPH 申請用紙

デンマーク特許庁（DKPTO）におけるグローバル PPH 試行プログラム早期 PPH 審査の申請

1 デンマーク出願番号： _____
対応する先行審査庁（OEE）出願・公報番号： _____

2 添付された成果物・オフィス・アクション：

翻訳された OEE 成果物・オフィス・アクションの写しの添付：

または

ドシエ アクセス システムを通じて入手可能な OEE 成果物・オフィス・アクション：

「ドシエ アクセス システム」の指定： _____

または

ファイル上の以前の PPH 出願の OEE 成果物・オフィス・アクション：

デンマーク出願番号の記載： _____

3 添付された請求項：

OEE が特許可能とした請求項の翻訳：

または

ドシエ アクセス システムを通じて入手可能な翻訳された請求項：

4 添付された請求項対応表：

5 添付された非特許文献または特許引用の写し：

（現段階でこれは必要要件ではありませんが、後に審査官がこれらの文書の提出を求める必要が生じた場合、出願の審査が遅れる可能性があることをご承知ください。）

PPH 申請時には本用紙が一番上にあることをお確かめください。

グローバル PPH 申請用紙を作成して PPH 申請をする方法

申請用紙の各項目の該当する欄にチェックを付けて、その他の必要な情報を記載してください。DKPTO が早期 PPH 処理の申請に応じるためには、最低限申請用紙の 1 から 4 までの項目は記載して頂く必要があります。その際に以下の点にご注意ください。

項目 1 — 出願番号

デンマークにおける出願番号 (PA YYYY NNNNN) および先行審査庁 (OEE) での出願 (PPH 申請の基礎となる) または公報番号が記載されていなければなりません。また OEE での出願および DKPTO 出願は同じ最先の日付 (優先日または出願日どちらでも) を有していることに**ご注意ください**。

項目 2 — 成果物・オフィス・アクション

OEE がどの請求項を特許可能としたかが記載されている最新版の成果物の写し (グローバル PPH システムの枠組み条件 (<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/globalpph.htm>) に関する付属文書 F 参照) が必要です。成果物とは OEE の意見書であり、対応する OEE 出願の請求項の特許可能性に関するもので、例えば国内官庁のオフィス・アクションまたは国際機関の PCT 見解書または PCT 予備審査報告などです。

成果物がドシエ アクセス システムを通じて入手可能な場合はその旨記載ください。

(<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/filewrapper.htm> 参照)

項目 3 — 請求項

OEE が特許可能とした請求項を機械翻訳したものを提出することが認められています。その場合の機械翻訳は、英語またはデンマーク語でなければなりません。また審査官が機械翻訳を不適当と判断した場合、人的翻訳を求めることがあることにご注意ください。

項目 4 — 請求項対応表

デンマークにおける出願の請求項と OEE で特許可能とされた請求項の関係を表した請求項対応表に関しては、下記の付属文書 2 をご参照ください。

項目 5 — 非特許文献または特許引用の写し

PPH を申請する際に非特許文献の提出は必要要件ではありません。ただし DKPTO が非特許文献を入手することは困難な場合があるため、後に審査官がこの文献の提出を求めることを避けるために、PPH 申請時には非特許文献を提出することをお勧めします。

DKPTO は一般のデータベースまたは検索ファイルによりほとんどの特許引用を入手することができるので、通常は特許引用またはその翻訳を提出する必要はありません。ただし DKPTO が入手できない場合は、OEE 出願に対して示された特許引用の写しを求めることもあります。さらに審査官が必要と判断した場合は、外国語の引用例の翻訳が必要となることもあります。

その他の情報

グローバル PPH 試行プログラムの下に出願されたデンマーク出願は、OEE 出願およびデンマーク出願に含まれる請求項が「十分に対応」しているという要件を含む、グローバル PPH システムの枠組み条件 (<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/globalpph.htm>) に関する付属文書 B に記載されている適格要件を満たしていなければなりません。(下記の付属文書 1 参照)

DKPTO が PPH 申請に不備があると判断した場合、出願人にその旨通知します。不備を修正する機会が複数回必要であっても、その出願の PPH 資格は失われません。

デンマーク特許庁では PPH 手続きの申請は無料です。

また秘密保持命令の対象である特許出願 (戦争資材) は DKPTO において除外されるため、PPH 処理の対象とはなりません。

デンマーク特許庁の PPH 申請提出部署

DKPTO における早期 PPH 処理申請は必要な文書すべてを、電子メールで pvs@dkpto.dk に、または通常郵便にて下記の住所に送る必要があります。

Danish Patent and Trademark Office
Helgeshøj Allé 81
2630 Taastrup

付属文書 1 : 「十分に対応している」請求項の定義

PPH の審査を受けるための出願に含まれるすべての請求項は、出願時のもの或いは補正されたものであれ**先行審査庁 (OEE)** が特許可能とした請求項の少なくともひとつと十分に対応していなければならない。

請求項が「十分に対応している」と判断されるのは、翻訳や請求項の形式の差異を考慮し、**後続審査庁 (OLE)** での請求項が **OEE** の請求項と同一または類似の範囲を有するか、または **OLE** の請求項の範囲が **OEE** の請求項の範囲に比べて狭い場合である。

この点に関して請求項の範囲が狭いと判断されるのは、明細書（発明の説明および/または請求項）に裏付けられた追加された特徴により、**OEE** の請求項がさらに限定されるように補正された場合である。可能な場合は、狭められた請求項は引用形式で記載すること。

OLE での請求項で **OEE** が特許可能とした請求項に対して新たな或いは異なるカテゴリーの請求項を含めた場合は、**OEE** が特許可能とした請求項と十分に対応しない可能性がある。また新たな或いは異なるカテゴリーの請求項を含む **OLE** での請求項で、その特許性が **OLE** により **OEE** が特許可能とした請求項の特許性に依存すると判断されるものは、十分対応すると見なされる。さもなければ、新たな或いは異なるカテゴリーに該当する **OLE** での請求項が **OEE** により特許可能とされた請求項と十分対応すると見なされなくなるからである。

例えば：

- **OEE** の請求項が、新製品のみを特定する場合、**OEE** での請求項で新製品の使用および新製品を構成する付属部品を特定するものは十分対応すると見なされる。
- **OEE** の請求項が、ある製品の製造方法のみを特定する場合、**OEE** での請求項で対応する製造方法の請求項を引用する製品を特定するものは十分対応すると見なされない。

付属文書 2 : 請求項対応表の例：

DK 出願の請求項	対応する OEE の請求項	コメント
1~5	1~5	出願人が請求項を、自身の対応する OEE 出願の請求項と同一の範囲を有するように補正した。 OEE 請求項 1~5 は _____ 日付の通知により特許可能とされている。
6	6+7	請求項 6 は OEE 請求項 6+7 の特徴を有する。
7		請求項 7 は OEE 請求項 5 との関連で追加された特徴「X」を有し、それは明細書 (xx ページ) に裏付けられている。